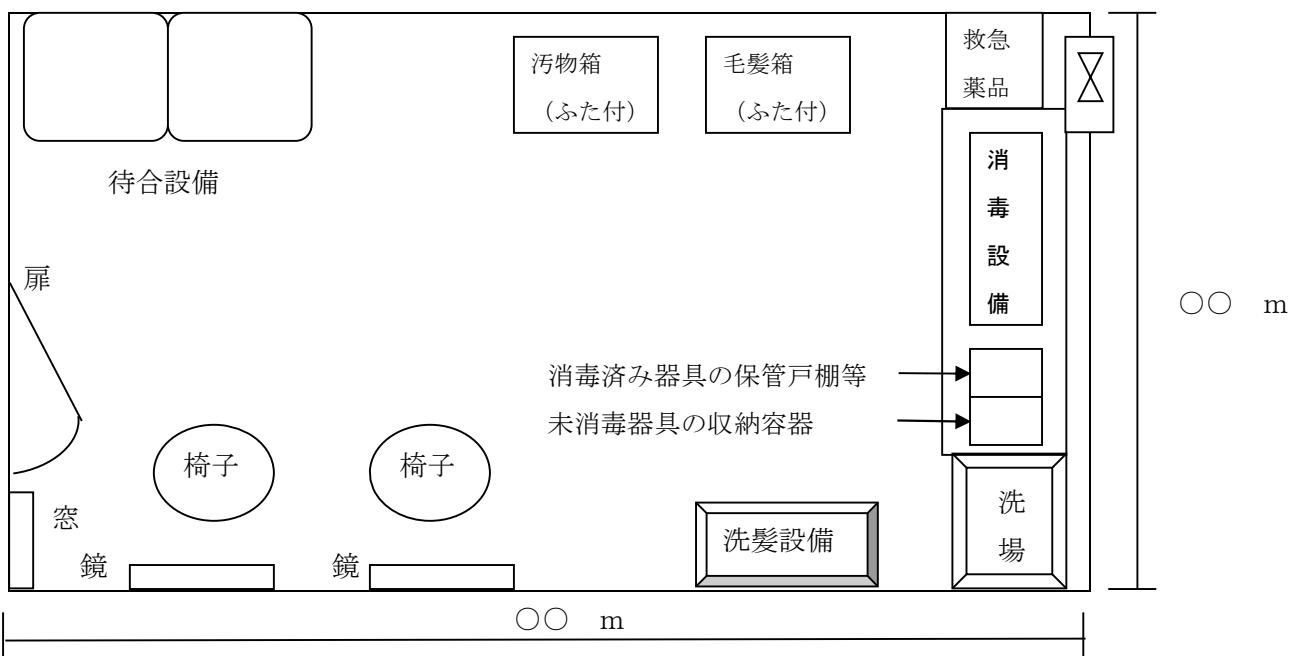


## 理容所の構造設備の平面図



### 【理容師法】

- ・常に清潔に保つこと。
- ・消毒設備を設けること。
- ・採光、照明及び換気を充分にすること。

照明設備 (100ルクス以上)

床・腰張りは不浸透性材料 (コンクリート、タイル、板等)

施設面積 11.55 m<sup>2</sup>以上

### 【理容師法施行規則】

- ・床及び腰板にはコンクリート、タイル、リノリューム又は板等不浸透性材料を使用すること。
- ・洗場は、流水装置とすること。
- ・ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。
- ・採光及び照明 理容師が理容のための直接の作業を行う場合の作業面の照度を100ルクス以上とすること。
- ・換気 理容所内の空気1ℓ中の炭酸ガスの量を5cm<sup>3</sup>以下に保つこと。

### 【相模原市理容師法施行条例】

- ・理容所は、住居、休憩室等作業に直接関係ない場所から隔壁等で区画されていること。
- ・理容所は、待合設備を有すること。
- ・理容所は、作業及び衛生保持に支障を来さないよう11.55m<sup>2</sup>以上の面積を確保すること。
- ・理容所は、洗髪を行うことができる設備を有すること。ただし、頭髪の切断を行わない理容所にあっては、この限りではない。
- ・洗場（洗髪設備を含む）は、陶器、ステンレス等不浸透性材料を使用し、汚水が完全に排除できる構造であること。
- ・排水は、適正に処理すること。
- ・消毒済みの器具は未消毒の器具と区別して戸棚等に衛生的に保管し、未消毒の器具は容器に収納すること。
- ・消毒作業に必要な器具を備え付けること。
- ・器具類及び布片類は、十分な量を備えること。
- ・理容所で使用する水は、水道水その他清浄なものであること。
- ・外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料を常備すること。
- ・理容所には、犬(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。)、猫等の動物を入れないこと。
- ・理容所は、ねずみ、昆虫等により汚染されないよう、防除のための措置を講じておくこと。

理容所の所在地によって、用途地域による建築物の用途制限がありますので、事前に建築審査課にご相談ください。

◎問い合わせ先 建築審査課 意匠審査班（市役所第一別館4階） TEL：042-769-8255

## 理容所開設までの流れ

【事前相談】 施設の工事着工前に、平面図を持参のうえご相談ください。

【書類の提出】 おおよそ施設完成の2週間前までに、開設に必要な書類を持参してください。

持参するもの	
開設届	
施設の構造設備を記載した平面図 ※必ず正確な寸法を記入してください。	
理容師免許証（本証提示）	
理容師につき結核、皮膚疾患等の疾病の有無に関する医師の診断書（3ヶ月以内のもの）（原本提示）	
【従事する理容師が2人以上の場合】 管理理容師としての講習会修了証（本証提示）	
【届出者が外国人の場合】 住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）（原本）	
【届出者が法人の場合】 法人の登記事項証明書※（提示）	
理容所の検査手数料（16,000円）	

※「インターネット登記情報」で取得した電子登記の写しの添付でも可

ただし、発行から100日以内で照会番号及び発行年月日が記載されているもの。

【検査日打合せ】

【施設検査】 施設が完成したら、保健所職員が構造設備の基準に適合しているか検査します。（適合していない場合は、補修後、再検査します。）

【確認】 原則として施設検査から2日後（土日祝日等は除く。）になります。  
【開店】

【確認済証交付】 確認済証は、後日、窓口にて交付します。

※郵送希望の方は、レターパックプラスをご用意ください。

### 問い合わせ先

相模原市保健所生活衛生課 環境衛生班 042-769-9251

津久井班 042-780-1413